

猟銃等所持者の皆さんへ

銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律が平成26年11月28日に公布、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令が平成27年1月30日に公布されました。主な改正点は次のとおりです。

1 空気銃に係る練習射撃場の制度の新設

空気銃の所持の許可を受けた者、年少射撃資格者等が射撃練習を行う事ができるようになりました。

2 年少射撃資格者の年齢の要件の緩和

年少射撃資格者の下限年齢を14歳から10歳に引き下げ、年少射撃資格の認定の失効年齢を18歳から19歳に引き上げられました。

3 災害により許可済猟銃を亡失した者等についての猟銃の許可の基準の特例を規定

災害により許可済猟銃を亡失した者等についての猟銃の許可の基準の特例が定められました。

4 申請書の提出通数の削減

猟銃等講習受講申込書、技能講習受講申込書等、2通の提出が必要とされていたものについては、1通の提出でよいこととされました。

5 添付する写真枚数の削除

猟銃等講習受講申込時には、写真2枚の提出が必要でしたが、1枚の提出でよいこととされました。技能講習受講申込時には、写真の提出を求めません。

6 申請書の添付書類の省略

現に猟銃等の所持許可を受けている者が、新たに許可申請又は更新申請を行う場合、申請書の一部を省略できることとされました。

7 同居親族書の提出を求める場合の拡大

教習資格認定申請時には提出不要であった「同居親族書」の提出を求めることとされました。（その後1年以内の所持許可申請時の提出は省略できます。）

8 申請書等の本籍地欄の削除

申込書、証明書等、射撃指導員指定申請書等から本籍地を削除することとされました。

9 診断書の作成主体の追加

申請時に添付する診断書の作成主体は、精神保健指定医、精神科等を標榜して2年以上精神障害の診断等に従事した経験を有する医師とされていましたが、かかりつけ医（過去に申請者の精神的又は身体的な状況について診断したことがある医師）が追加されました。診断書は作成日から3か月間は繰り返し申請書に添付できることとされました。

10 道路交通法上の認知機能に関する検査

道路交通法上の認知機能に関する検査は、更新申請期間（誕生日の2月前から1月前）までに受けた場合は、銃刀法上の認知機能検査を省略できるとされていましたが、誕生日の5月前から1月前までの間の道路交通法上の認知機能に関する検査を有効とされました。

三 重 県 警 察 本 部

詳しい内容については、警察本部生活安全部生活安全企画課銃砲担当係又は警察署生活安全課銃砲担当係にお問い合わせください。